

総社市教育委員会告示第1号

総社市教育委員会児童生徒給食費等支援金支給要綱を次のとおり定める。

令和5年9月14日

総社市教育委員会教育長 久山延司

総社市教育委員会児童生徒給食費等支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰下において、小学校若しくは中学校等に在籍している児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対し、学校給食費相当額の支援金（以下「給食費等支援金」という。）を支給することにより、子育て世帯への経済的負担を軽減することを目的とする。

(対象者)

第2条 給食費等支援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者の保護者（学校給食費の徴収を免除されている者を除く。）とする。

- (1) 市内に住所を有する児童生徒であって、市外の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)、義務教育学校又は特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)に在籍しているもの
- (2) 市内の小学校又は中学校に在籍している児童生徒のうち、学校給食を全停止にしている者(給食費等支援金の額等)

第3条 給食費等支援金の額は、別表に掲げる額とし、令和5年9月から令和6年3月までを支給の対象期間とする。ただし、月の最初の登校日において前条各号に規定する者に該当しない場合における当該月は、支給対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の期間内に他の地方公共団体から学校給食費に係る補助金等の交付がある場合における給食費等支援金の額は、当該補助金等の額を控除した額とする。

(支給の申請)

第4条 給食費等支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年3月15日までに、給食費等支援金支給申請書に必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(給食費等支援金の支給)

第5条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、次の各号に掲げる期間ごとに、申請者に対し、当該期間における給食費等支援金を支給するものとする。

- (1) 令和5年9月から同年11月まで
- (2) 令和5年12月から令和6年3月まで

(不当利得の返還)

第6条 教育委員会は、偽りその他不正の手段により給食費等支援金の支給を受けた者に対し、支給した給食費等支援金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	給食費等支援金の額
小学校（特別支援学校小学部を含む。）に在籍する児童（義務教育学校に在籍する者にあつては、前期課程の者）	児童生徒1人につき 4,500円/月
中学校（中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。）に在籍する生徒（義務教育学校に在籍する者にあつては、後期課程の者）	児童生徒1人につき 5,000円/月